

国民健康保険被保険者資格異動届

(宛先) 京都市 区長

決定	課長	課長補佐 係長	係員

No. _____



太線のわく内のみ、黒ボールペンではっきりと記入してください。

現住所 方書(部屋番号まで)		フリガナ 世帯主氏名	電話 - -	年 月 日	
フリガナ 旧住所又は 転出先		フリガナ 世帯主氏名	届出 氏名 世帯主との続柄		
長番/介2情報	異動者	フリガナ 氏名 【個人番号の変更年月日】	生年月日	性別	新旧 続柄
			明大昭平令 年月日	男・女	
			明大昭平令 年月日	男・女	
			明大昭平令 年月日	男・女	
			明大昭平令 年月日	男・女	
			明大昭平令 年月日	男・女	
合併先世帯の記号番号		京	取得確認書類 喪失確認書類		1. 社保(国組)離脱証明 2. 生活保護廃止通知 3. 年金証書・裁定通知書 4. 年金受給権一覧表 5. 住民基本台帳・MN連携 6. その他()
保険者(事業所) 所在地		<input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 資格喪失	年月日	異動の種類	<input type="checkbox"/> 資格取得・適用開始(全得) <input type="checkbox"/> 資格取得・適用開始(一得) <input type="checkbox"/> 資格喪失・適用終了(全喪) <input type="checkbox"/> 資格喪失・適用終了(一喪) <input type="checkbox"/> 世帯・住所変更届 <input type="checkbox"/> 退職該当・非該当届 <input type="checkbox"/> その他の届
名称		被保険者又は 組合員氏名		異動理由	01.転入 11.転出 02.市内転入 12.市内転出 03.出生 13.死亡 04.社保離脱 14.社保加入 05.国組離脱 15.国組加入 06.生保廃止 16.生保開始 09.その他 17.後期該当 <input type="checkbox"/> 保留 19.その他
電話		被保険者証 記号番号(社保)		異動日	年 月 日
		証交付年月日	年 月 日	本来異動日	年 月 日
		保険者番号		届出審査 <input type="checkbox"/> 資格入力 <input type="checkbox"/> 確認審査票 <input type="checkbox"/> 退職確認	
		社会保険事務所名等		職権 <input type="checkbox"/> 仮作成 <input type="checkbox"/> 宛名修正 <input type="checkbox"/> 他都市照会	
		納付方法	<input type="checkbox"/> 座振替 <input type="checkbox"/> 納付書 <input type="checkbox"/> 特別徴収	高年齢受給者証 記号番号 京 新旧 記号番号 京	
				世帯分離(31.区間41.区内) 世帯合併(32.区間42.区内) 世帯間移動(33.区間43.区内) 住所移動(34.区間44.区内) 51.受給権発生 61.65歳到達 52.退職者該当 62.退職者非該当 53.扶養関係発生 63.扶養関係消滅 59.その他 69.その他	
				一般 退職 回・亡・未・交・予 回・亡・未・交・予 回・亡・未・交・予	

～異動届提出前に必ずご確認ください～

提出書類に不備がある場合は、書類一式を返送することがあります。

その分届出が遅れてしまいますので、届出にあたっては、記入漏れや不足書類はないか改めてご確認ください。

また、郵送による届出の場合、被保険者証の交付に10日～2週間程度のお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

チェック欄

確認事項

- 国民健康保険被保険者資格異動届に記載漏れはありませんか。
- 日中連絡のできる連絡先の電話番号が記入されていますか。
- 加入される方の異動届欄に○が記入されていますか。

チェック欄

提出書類

- 国民健康保険被保険者資格異動届**
- 運転免許証など本人であることを証明できるものの写し**
顔写真付きの公的機関が発行する本人確認書類 1点 又は
顔写真なしの公的機関が発行する本人確認書類 1点とそれ以外の本人確認書類 2点
- マイナンバーが確認できるものの写し（以下のいずれか）**
マイナンバーカード（個人番号カード）
個人番号が記載された住民票
住民票記載事項証明書
通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。）
- 京都市国民健康保険の保険証**
既に国保に加入している世帯へ追加で加入される場合は、加入先世帯の世帯主の保険証の写しが必要です。
ただし、新たに国保へ加入される方が新たにその世帯の世帯主となる場合は、保険証の書き換えが必要となるため、全員の保険証の原本をご提出ください。※世帯の中に70歳～74歳の方がおられる場合は、高齢受給者証の原本があわせて必要です。

職場の健康保険や国民健康保険組合をやめたとき

- 職場の健康保険等をやめた証明書**

生活保護を受けなくなったとき

- 保護受給証明書など廃止日がわかるもの**